

情報提供受付窓口について

事務局

I これまでの受付件数 (平成18年1月29日 20:00 現在。)

<u>受付件数</u>	<u>124件</u>	(内訳)	E-mail	105件
			郵送	4件
			電話	13件
			ファックス	2件

前回報告 (第3回委員会：平成18年1月18日開催 ー 「資料7」)

受付件数 90件

(参考) 窓口の開設

1 開設日

平成17年12月28日 (水)

2 提供を求めた情報

主として建築確認業務、建築設計業務、建設業、不動産業等に係る者からの構造計算書偽装問題に関して、現行の検査・確認体制の改善に資する情報又は意見を求めています。

3 情報提供の方法

郵送、電話、ファックス、E-mail (国土交通省HPからの入力を含む。)

II 意見の概要

※ 備考欄の数字は、「III 寄せられた意見」(p.5～)にある番号

1 確認審査、中間検査	備考
・ 検査確認する機関の担当官のほぼ全員が構造設計の経験が無い人達です。今後は、建築構造士とすべきである。	63
・ 住宅を新築したが、家の出来具合が悪く、その相談する過程ではじめて、法律に中間検査や完了検査があることを知った。	66
・ 自宅の新築に際して、配筋検査、中間検査、完了検査に立ち会ったが、設計図と違った工事であるにもかかわらず、検査員は合格させた。立ち入り調査は、不十分である。	68
・ 建築基準適合判定資格について、指定住宅性能評価機関で評価員にも受検資格があることや、経過措置により、二級建築士資格しか持っていない建築主事がいることは、疑問である。	70
・ 8人の建築士が免許取り消しになったが、確認検査に関わった人も取り消しをしないといけない。こちらの方が責任が重い。	73
・ 構造設計事務所の責任印を押す事が検討されていると聞くが、構造事務所印だけなら、経験の少ない構造設計者のミスが確認を通過しまうので、構造計算経験者のチェックを受けたシステムをつくるのが重要。	74
・ 構造の違反について、厳罰化すべき。また、行政庁は、現場調査、違反指導を徹底的に行うべき。	81
・ 法違反について、是正命令だけでは不十分である。悪質業者は、「もしも発覚しても是正命令が出されるまでは制裁がないから」と考える。	86

2 指定確認検査機関	備考
・ 指定確認検査機関の手続きに不備があったので報告する。	76

3 構造計算プログラム	備考
<ul style="list-style-type: none"> 一貫プログラムの変更を禁止することは、実務的には問題が多い。 	84

4 建築士資格等	備考
<ul style="list-style-type: none"> 一級建築士の大半は構造計算の内容を理解できないのが現状です。重要な構造設計の仕事は建築構造士の資格がなければできないように制度を変えるべき。 	62
<ul style="list-style-type: none"> 建築設計業界では、分業化が進んでおり、資格も分化すべき。 	78
<ul style="list-style-type: none"> 弁護士と同様に、団体からの監視が必要。 	83
<ul style="list-style-type: none"> 更新制度が提案されているが、今回の事案を抑止できていたとは思えない。 	84

5 設計と施工の関係	備考
<ul style="list-style-type: none"> 今回の事件を契機に、従来から、欠陥住宅を対象に議論していた住宅の取得に関する建物の過誤に対する保険、また建築基準法、建築士法を改正し、安全に居住する人権を確保することを考える必要がある。 	64

6 分譲マンション、建売住宅の購入	備考
<ul style="list-style-type: none"> 建築に係わる業界は入り乱れているため、物件概要に、分譲事業者、構造設計者、実際の工事監理者を表示すべき。 	65
<ul style="list-style-type: none"> マンションの耐震構造計算書は、誰が保管するのか？ また、保管期間は義務付けられているのか？ 	71

7 被害者支援	備考
<ul style="list-style-type: none"> 今回の救済措置が、加害者の弁償の意思の有無を問わぬ間に電光石火のごとく打ち出されたことに対し、一般欠陥住宅被害者らは異様な感じで受け止めています。 	69
<ul style="list-style-type: none"> 市が、確認、検査し、また、住宅金融公庫の委託先でもあったにもかかわらず、市長の発言は、市職員の対応とかけはなれており、問題である。 	82

8 その他	備考
<ul style="list-style-type: none"> 現在までの流れを見ると、デベロッパー、検査会社、設計会社、建設会社、全てが一蓮托生であると言える。 	61
<ul style="list-style-type: none"> 意匠の設計事務所を主宰しているが、専門の職員を雇用している検査機関でさえもわからないような偽装をどうやって元請事務所に見つけろというのでしょうか？ 	75
<ul style="list-style-type: none"> 指定確認検査機関への立ち入り調査結果で、一部の検査項目に未実施となっている理由はなぜか。 	77
<ul style="list-style-type: none"> 民間の確認検査機関に立ち入り調査するよりも、むしろ、行政の審査状況を検査すべき。 	79
<ul style="list-style-type: none"> マンション業者と建設業者だけでなく、検査機関にも賠償責任があるのではないか。 	80
<ul style="list-style-type: none"> 建築業だけでなく、店舗施工業でも、法律や構造計算を無視した施工が行われている。 	85

Ⅲ 寄せられた意見

注1： 下線部分は、プライバシー等に配慮し変更した部分です。

注2： 「意見等の内容」は、情報提供者の意見等を記述したもので、その内容は、本調査委員会や国土交通省の見解を示すものではありません。

注3： No.1～60の意見は、第3回委員会・「資料7」に記載。

No.	属性	意見等の内容	備考
61	氏名あり 連絡先あり	<p>建築偽装問題について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築会社、不動産会社が、事業予定地に対する共同住宅建設計画素案を作成して、デベロッパーに持ち込み、事業化を決定する方式。 2. デベロッパーが、事業予定地に自ら共同住宅建築計画を作成事業化する方式。 3. 事業計画素案決定後、大半は開発事業となるため、市町村自治体と開発事業に関する協議が行われ、事業計画基本数値（戸数、人口による公園、給排水設備等）が決定。 4. 上記により、正式に建築設計が行われる。（デベロッパーが発注） 5. 設計会社、建築会社は、基本設計、意匠、構造、設備等部分的に専門とする設計会社に分割発注し、設計図面を作成するが、出来上がった設計図を、デベロッパーが認証しないと次の段階へ進展しない。 6. デベロッパーが認証した、設計図に基づき施工見積もりを行う一方、開発許認可申請、建築確認申請を依頼する。 7. 5. 6. の時点において、梁、基礎、柱、床、壁、等の大きさ、鉄筋太さ、使用量が、判明しているため、通常は、一般的に規定の数値があるため、偽装は出来ない。この時点で、一般的な数値より低い数値であれば、デベロッパーが、偽装を指示していたことになる。 8. 又、建物階数、内装、設備の材質に拠るが、坪あたり施工単価は、平均値が出ているため、通常は、内装材質、設備の材質等により、単価調整を行う。 9. 建築確認申請において、図面、構造計算書類が、申請書に添付されるため、行政担当部署、検査機関は、図面および構造計算書をチェックするが、図面は、鉄筋の材質、太さ、使用量が明記されるため、一目で適正かどうかの判断が付く。又、コンクリートも強度、スランプ、骨材が明記されるため、施工に使用するコンクリートは、打設日、強度、スランプ、骨材を明記した破壊検査用のコアを、現場で採取することになっている。 10. 検査機関が、偽装が分からなかったと供述することは、図面等を見ずに許可を与えたことになる。建物階数、規模、基礎の種類により、梁の太さ、柱の大きさ、床の厚さ、壁厚は、規定数値があるので、図面を見ていれば、すぐに判明したことである。 11. 施工現場における、コンクリートが通常よりやわらかいと言う問題は、一概にコンクリート強度を低下させたとは言いがたい。天候、コンクリート打設場所によっては、コンクリート強度を増して、スランプ（コンクリートの硬さ）をやわらかくして、コンクリートの流れをよくすることが在る。 12. 今回、一連の偽装問題究明において、行政、あるいは検査機関が、許可を与えた申請書の控えの存在を、誰も追及していないが、控えの申請書に添付されている、図面を公開すれば、デベロッパー、設計会社、建築会社、検査機関、責任の所在が明確になるはずである。 <p>現在までの流れを見ると、デベロッパー、検査会社、設計会社、建設会社、全てが一連托生であると言える。以上の事柄を参考に、今後、二度と再発しないように、規則、組織を改造、改革して欲しい。</p> <p>（氏名等）略</p>	
62	氏名なし 連絡先なし	<p>一級建築士の大半は構造計算の内容を理解できないというのが現状です。それでもソフトを使用すれば構造計算書を作成することができます。とても危険なことだと思います。このまま一級建築士に構造をまかせるのは限界です。やはり、構造専門の建築士が必要です。今でも建築構造士という資格があり、一級建築士でありかつ構造設計についての豊富な技術・経験および倫理観を兼ね備えている</p>	

		<p>そうです。これからは重要な構造設計の仕事は建築構造士の資格がなければできないように制度を変えるべきだと思います。</p>
63	<p>氏名 なし</p> <p>連絡先 なし</p>	<p>構造計算書を検査確認する機関の担当官のほぼ全員が構造設計の経験が無い人達です。この人達に計算書をチェックしろといっても、書類上の食違いを探しあてることくらいしかできません。構造設計の本質のミスを見つけることはとうていできません。このままでは構造の安全性を確認されないままどんどん建物が建ってしまいます。やはり検査確認をする人は構造のプロでなければいけないとおもいます。ただ一級建築士の資格があるだけでは無理です。建築構造士でなければできないと思います。</p>
64	<p>氏名 あり</p> <p>連絡先 あり</p>	<p style="text-align: center;">意見書</p> <p>私は、(地名)で建築設計事務所を開設している一級建築士です。欠陥住宅をなくすために、(団体名)などに所属し、現在(団体名)事務局次長の役職にありまます。居住という生活の中でも重要な基盤を脅かす欠陥住宅問題については、憲法に定められた「安全に居住する人権」の侵害であるとの立場で活動を行っています。私の事務所だけでも、年間に50件余りの住宅に関する相談があり、まだまだ潜在的被害者は多く存在していると考えています。</p> <p>今回の構造計算書偽装事件は大きな社会的な事件ではありますが、これまでも欠陥住宅の被害者は多数存在し、十分な救済がなされていないばかりでなく、泣き寝入りしているケースもさらに多く存在していると考えられます。欠陥住宅という大きな荷を背負って、裁判に訴えて勝訴しても、住宅供給関係者（販売者、施工者、請負者、設計者のいずれであっても）に資力がなく補修費用もまったく回収できないケースも後を絶ちません。</p> <p>欠陥住宅の被害者は、善良な市民であり、建物の建築や不動産流通が法律や業界団体の自主規制・自浄作用などによって健全になされていると信じて、請負契約や売買契約で建物、土地を取得しています。そして、多くの被害者は何ら価値のない（したがって担保価値もない）建物に対して長期に渡る多額の住宅ローンの負担を負っています。</p> <p>今回の事件を契機に、従来から我々が議論していた住宅の取得に関する建物の過誤に対する保険、また建築基準法、建築士法を改正し、安全に居住する人権を確保することを考える必要があります。今回の「意見書」は、私が住宅に関して考えている内容を意見するものです。今後の議論の参考としていただければと思います。</p> <p>1. 住宅を市場原理の中に放置しない</p> <p>昨年11月に開催された、日弁連の人権擁護大会では、欠陥住宅問題も3大テーマのひとつに選定され、様々な議論が行われました。国土交通省からは、小川建築指導課長にパネリストとしてご参加いただき、現在の国土交通省の政策面についてお話をいただきました。小川課長のお話は、端的に言えば、国としては住宅供給については市場原理に任せることにより、健全で優良な業者が選択され、結果的に良質な住宅が供給されるということでした。</p> <p>しかしながら、この考え方は他の産業と異なり、住宅供給という面では有効ではありません。すなわち消費者（私は住宅所得者を消費者と考えています）は、何度も住宅を購入する訳でもありません。都心部では、圧倒的に一次取得者が多いことから、過去の経験を生かすこともできません。</p> <p>欠陥住宅を取得してしまえば、その問題を解決することは大変なことです。実際には、裁判でもして徹底的に闘う時間・資金・気持ちを持續して行くことは簡単なことではありません。また建物の問題を調べれば調べるほど、今度は不動産を手放すことが困難になります（重要事項説明で、欠陥を示さなければ、今度は自分が訴えられることになりまます）。このような状況から、あきらめてしまって、何の資産価値もない家に数十年に渡り、何千万円もの住宅ローンを払い続けているという人が沢山いるのが現実です。</p> <p>住宅供給業者は、一旦契約を行い、引き渡しを済ませてしまえば、責任の殆どが完了してしまうのが現状です。品確法の改正で、主要構造部と雨水の浸入についての瑕疵担保期間が10年になったことにより、状況は多少改善されてきていますが、欠陥住宅が皆無になり、安心して住宅を購入できる状況になったわけではありません。また住宅供給業者が実質的な破産や支払い能力が無い場合には、悪いことをやっても責任（損害賠償を支払う）を取らなくて良いというような状況ですらあります。さらに建築基準法、建築士法、建設業法の罰則規定が有効に生かされているかと言えば、建築士法により処罰されても氏名公表すら行われていないとい</p>

うのが実態です。

2. 住宅供給関係者の責任

現在の住宅供給形態を残したまま、より安全に居住できることを担保するには、何らかの建築過誤保険制度が必要であると考えます。現在の建設業の状況では保険会社の引き受けは困難だと思います。しかしながら、住宅供給者が未来永劫存在している訳ではありませんし、実際に裁判に勝訴しても回収ができないという事態は、正常な感覚の消費者にとっては異常な状態です。

建築の安全性を確保するために、現在の建築士制度には限界があります（特に兼業問題）。建築過誤保険を導入することにより、保険という別の面からの監理（名称は適切ではありませんが）を行う必要があります。

住宅ローンの設定について、担保としての建物の評価を十分に行わず貸し付けを行う金融機関の責任も問われるべきです。その意味からも住宅ローンについては、貸し付けの担保対象を物件だけに限る「ノンリコースローン」として、金融機関が無価値な建物を担保として引き取る仕組みに変える必要があります。

今回の偽装事件では、公的資金の投入もあるようですが、これまでの欠陥住宅被害者の救済に公的資金が投入されたことはありません。数が多くなれば公的資金を使う救済策があり、個人であれば公的支援はないというのではおかしいのではないのでしょうか。被害者個人の重みは、今回の事件の被害者も、個別の欠陥住宅の被害者の被害も同じです。

3. 建築士の問題

そもそも現在業務を行っている建築士の数さえ把握できていないという状況は、職能としての国家資格としても異常な事態だと考えます（建築士の資格を技術資格と捉える向きもあるようですが、建築士法ではそのようにはなっていません）。建築士の罰則強化との議論もあるかと思いますが、少なくとも建築士法に定める建築士会への強制加入などの処置を取ることにより、建築士の現況把握を行うと共に、業務を行う為には加入を必須とすることにより、処分などの実効性を確保すべきです。

また国土交通省においても、現在処分を行った建築士の氏名公開が現在行われておらず、その結果、実効的な処分になっていないのが現状です。建築士は、社会的な資産を形成するという意味で、より重い社会的な責任があるはずで

4. 建築士事務所の問題

現在建築士事務所は、いわゆる兼業であっても登録が可能です。そもそも施工と監理という、相反する業務を同じ組織で行うことに無理があります。現在建築士事務所は、施工業者との兼業を認めているところから、完全に独立した第三者とするには無理があるでしょう。長期的には完全な第三者とすることを目標としたビジョンを示し、最初は少なくとも別法人（経営関係は認める）とすることから始めるなどして、段階的に建築士事務所を、資本関係においても第三者として独立する方向での改正が望まれます。

また現在、ハウスメーカーにおいても、設計監理契約と請負契約が一体となっており、請負契約の中に設計費用が入るような契約形態になっているのが現状です。設計もできていないのに請負契約がなされているという事実は、契約としても異常な状況であり、建設業法違反にも該当します（設計図書もない段階での請負契約はできません）。

少なくとも設計監理契約を行わなければ、請負契約ができないという当たり前の状況をつくる必要があります。

また実際に確認申請時に監理者名を明記するとの規定、設計監理契約書には、実際に監理を行う建築士の氏名の明記（管理建築士と共に）などが必要であると考えます。このことは、建築士の資格を事務所の管理建築士に一元化するのではなく、個々の建築士がその資格と職能を示し業務を行うことを促進することになると考えます。医師や弁護士が代表者の名前で業務を行わないのと同様に、建築士も個人の資格と責任において業務を行うことを明確にすることにより、一人一人の自立と責任感が生まれるのではないのでしょうか。

4. 住宅全般の被害救済の必要性

構造計算書偽装事件は、マンションを舞台にして偽装が行われました。しかしながら、木造住宅においては構造計算書の偽装どころか申請と全く異なる建物が建てられていました。また屋根裏利用などの法令違反程度は日常であり、構造耐力的に問題のある建物は数多く造り出されています。

建て売り住宅では、代願による申請が大半であり監理放棄が常識化しています。今回の事件ではその悪質さ、数の多さから社会問題となっていますが、実数とすれば木造住宅での欠陥住宅被害を受けている人の方が多いと思われます。彼はそ

		<p>れぞれが別々に行動しており、なかなか社会的な問題になることは少ないのが現状です。</p> <p>真に消費者保護の観点から住宅被害者救済のスキームを造るのであれば、分譲、請負、戸建て、マンションに係わらず、品確法で規定された「住宅」をカバーできる対策が必要だと考えます。</p> <p>5.最後に</p> <p>法人は消えてなくすことができますが、被害者の人生を取り返す事はできません。憲法で定められた安全な居住を確保できない事態が多発している今日、再度国の施策としての対応が必要かと思えます。</p> <p>さらに言うと、住宅という人間の人生のスパンより長い不動産を、個人の資産により（それも一生かかって）購入（請負）しなければいけない事自体が異常な状態だと思います。人は住むために生きる（だけ）でしょうか？その意味ではこの国の住宅政策を根本から変換する時期に来ていると考えます。</p> <p>以上</p>	
65	<p>氏名あり</p> <p>連絡先あり</p>	<p>構造計算書偽装物件：物件概要について</p> <p>該当物件を建設した背後にある各業界の関わり方を把握するため、少なくとも以下の項目を追加表示して頂きたい。</p> <p>[1] 分譲事業者（建築主と分譲事業者が異なることがある）</p> <p>[2] 構造設計者（示されている設計者は建築確認申請書に記載された設計者と考えられるため、実際の構造設計者についても示して頂きたい。通常は設計図書に記載されている）</p> <p>[3] 工事監理者（示されている表では、その存在が有ったか否かも分からない）</p> <p>[4] 表記施工者が実際の施工者かどうか。異なる場合は実際の施工者を示す欄</p> <p>・・・建築に関わる業界の入り乱れ現象は、専門性をないがしろにするだけでなく、チェック機能を麻痺させるものと考えます。</p>	
66	<p>匿名</p> <p>連絡先あり</p>	<p>こちら（地名）です。</p> <p>昨年着工し、今年2月完成予定の木造軸組み新築住宅を建てました。</p> <p>工事はほぼ完成しているのですが、家の出来具合が非常に悪く、別の建築士さんに相談に行きました。そこで、初めて知ったことが、自分達の手に中間検査の合格証がないということでした。施工管理している建築事務所に問い合わせた所、最初2×4で話していたので、確認申請が2×4のまま、虚偽申請しているという事を知りました。</p> <p>その後、確認申請をしておいて下さいと言っても、もう（指定確認検査機関名）に書類を持って行きました。と言うのです。でも、変更するには自分達の印鑑がいるはずなのに、おかしいと思い、県庁まで足を運びました。</p> <p>県庁の方はその建築事務所の設計士を呼び出し、事情を聞いたそうですが、「怠慢だった」との答えに、ひどい罰則はないだろうとのことでした。</p> <p>でも、怠慢でなく本当は構造に手抜きなどがあつたら、どうなるのでしょうか。中間検査も抜粋検査で図面どおりにできているか確認するだけだ、と県庁の方は言うし、ちょっと無責任に感じてしまいました。</p> <p>他にもこの建築事務所で建てて入居した人を知っています。多分そこも完了検査はしてないでしょう。</p> <p>だって、法律で検査があるということすら知らされていないのですから。本当に法律を守らなければいけないなら、歯止めをかけるべきです。</p>	
67	<p>氏名あり</p> <p>連絡先あり</p>	<p>ご多忙中恐れ入ります。</p> <p>「自民党の伊藤公介元国土庁長官が、偽装問題公表前に、マンション販売会社ヒューザーの小嶋進社長を国土交通省の担当課長に引き合わせていた」という報道がなされていますが、その担当課長は、国土交通省のどなたで、小嶋社長と、どのような内容の会話をしていたのか、実名と会見内容を明らかにしていただけますでしょうか？</p> <p>また、今回の事件に関与していたのは、その担当課長一人なのでしょうか。最後に、小嶋社長と関係があった国土交通省職員は、ヒューザーからの申し入れに対して、どのような対応をなさったのか、お知らせ下さい。</p> <p>ご返事お待ちしております。</p>	
68	<p>氏名あり</p>	<p>昨年末、マイホーム建築が完了しました。</p> <p>建築中、検査を受け、配筋検査・中間検査に立ち会うことが出来ましたが、い</p>	

	連絡先あり	<p>ずれも、設計図と違った工事がされていても、検査員は指摘することなく、合格通知を発行しました。</p> <p>具体的には、配筋検査時は、コーナー補強が2ヶ所なく、中間検査時は、筋交いが2ヶ所なかった状態でした。</p> <p>昨年末、完了検査を受けましたが、設計図と実物は相違したままです。</p> <p>検査機関は、12/28の検査機関立ち入り検査で、異常なしと報告されている機関です。</p> <p>立ち入り検査は、書類の不備や検査員からのヒアリングなどありましたが、現場検査で前述の様な欠陥を見過ごす様な検査方法は、正しいのでしょうか？それとも、こんな欠陥は、検査項目ではなく、大きな問題でもなく、どこの現場でもよくある事なのでしょうか？</p> <p>近畿整備局にも相談しましたが、こちらが納得できる回答は、得られませんでした。</p> <p>結局、弱者は泣き寝入りするしかないのですか？これでは、金持ちではない消費者は、安心な家を持つことはできないですね？</p>
69	氏名あり 連絡先あり	<p>(個人名) 事件が報じられて3日と出ない間に国交省(大臣)から、被害マンション居住者に対する暖かい補償措置を講じる旨の声明が出されています。</p> <p>年末を迎え至急立退かざるをえないマンション被害者に対する国の当然の措置だとも受け取れます。</p> <p>しかし、明白な構造欠陥や手抜きがあり、その程度は(個人名)事件を超える被害であるにかかわらず、長年月悪徳建築士や業者らを相手に裁判を続け、ようやく確定判決を得たものの悪徳業者らが倒産し又は財産隠匿をし、賠償金を回収できず悲涙の涙に暮れている欠陥住宅被害者も数多く存在します。</p> <p>また住宅被害だけではなく、消費者金融その他の消費者被害事件で同様の悲涙に暮れている消費者も多数存在します。</p> <p>今回の被害マンション住民に対する救済措置が、加害者の弁償の意思の有無を問わぬ間に国家によって電光石火のごとく打ち出されたことに対し、一般欠陥住宅被害者らは異様な感で受け止めています。</p> <p>「乏しきを憂えず、等しからざるを憂える」という言葉もあるように、消費者被害者間に不公平の感を抱かせることは、「憲法14条の法の下での平等」からも不相当であると考えます。</p> <p>よって今回の事件を機に、他の欠陥住宅被害者らに対して相当な国又は地方公共団体による相当な措置を講ぜられるとともに相当な対策立法を講ぜられることを求めます。</p>
70	匿名 連絡先なし	<p>現在の建築基準適合判定資格者検定は、建築基準法第5条第3項で、「一級建築士試験に合格した者で、(中略)2年以上の実務の経験を有するものでなければ受けることができない。」となっているが、問題が2点ある。</p> <p>ひとつは、経過措置としてこの改正以前の建築主事は、申請によって建築基準適合判定者として登録ができるが、改正前の建築主事には、一級建築士資格を持っていないとも建築主事になれたので、二級建築士資格しか持っていない建築主事も多く存在する。</p> <p>ふたつ目は、現行の建築基準法施行令第2条の2の建築基準適合判定資格の受検資格で、「国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの」として、確認検査業務ではなく、指定住宅性能評価機関での評価員にも受検資格があるが、確認検査の実務者として「知識及び能力を有する」のか、疑問である。</p> <p>確認検査の実務経験が無くとも、建築基準適合判定資格者として、建築確認検査の決裁が難しいと思われる。</p>
71	匿名 連絡先あり	<p>質問</p> <p>マンションの耐震構造計算書の保管について、期間は義務付けられていますか？</p> <p>義務付けられているとすれば何年ですか？</p> <p>保管は施工者・建築士・販売者等どこに保管されていますか？</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
72	匿名	<p>今建築中の建物ですが、(指定確認検査機関名)で確認が下りていますが、開口部補強の鉄骨が構造図に不足していて、強風に耐えられないような図面で、あ</p>

連絡先なし	<p>いまいなどころが、多く、施工者が苦勞するような審査をしています。設計図は、参考図で、確認が許可されるようでは困ります。図面を詳細に見ていないと思われれます。(地名)の(指定確認検査機関名)です。</p>
73 氏名あり 連絡先あり	<p>8人の建築士が免許取り消しになったが確認検査に関わった人も取り消しをしないといけないのでは? こちらの方が責任が重い! ここが第一の防波堤だった。</p>
74 氏名なし 連絡先あり	<p>構造計算書偽造対策の建築基準法改正について意見を提案させていただきます。建築基準法改正案の検討事項に構造設計事務所の責任印を押す事が検討されていると聞きます。 構造事務所印だけなら、経験の少ない構造設計者のミスが確認を通過しまうので提案しました。 理由は1つの設計事務所内で構造も含め全部設計する場合の下記例です 管理建築士(意匠しか知らない設計者) + 構造設計者(無資格)の組合せの場合です。 前管理建築士が構造/意匠の印鑑欄に押印され、確認提出されるのは間違いありません。 一級建築士を取消された構造設計者(無資格)を雇った場合も、同上に確認提出されるのは間違いありません。 よって、構造計算経験者のチェックを受けたシステムをつくるのが重要と思われれます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 確認印鑑横に管理建築士の分野経験を表記する 表記方法:建築士会(http://www.kenchikushikai.or.jp/)登録番号や他技術の番号表記。 2. 前例事務所等の場合で確認申請する場合、第3者構造設計者のチェックを義務化する。 建築士の公正/健全化をはかるため提案します。
75 氏名なし 連絡先あり	<p>私は、意匠設計事務所の主宰者です。 下記の記事に関して意見を述べさせていただきます。</p> <p>「建設前でも刑事罰 耐震偽装」建築士法改正、国交省方針 懲役「1年以下」</p> <p>耐震強度偽装の再発防止策として国土交通省は二十五日、ビルなどの建設前でも設計図や構造計算書の偽造が分かった場合、懲役や罰金を建築士に科す新たな罰則規定を建築士法に設ける方針を固めた。</p> <p>今回の偽装を検査機関でも見落とし、さらにはそういったことがなされていると言われてもさらに発見できず、このように専門の職員を雇用している検査機関でさえもわからないようなものが、どうやって元請事務所に見つかるのでしょうか?設計業務の実態をまったくわかってないようです。あちらこちらで言われているように、構造という職種は専門化しており、そのほとんどがコンピューターによる計算からなりたっているのです。これをチェックしろというのは、もう一度別の業者に依頼しろと言っているのと同じ事でわれわれの負担をさらに厳しくしているだけです。検査機関なんて必要なくなります。彼らのリスクをさらに軽くしているようなもので到底理解できる筋ではないように思えます。いったいこの誰がこんなくだらぬ発言をしているのでしょうか?(個人名)さんのことばを借りれば「国交省もいい加減にしてもらいたいね」です。それよりも構造設計者にもっと責任を持たせるべく、申請書に、構造設計者の名前も明記して責任の所在をはっきりするべきです。これは設備設計の業者も同じですね。同じプロジェクトの仲間に悪意を持った人間がいたら、防ぎようがありません。彼らにも責任を持たせるべきです。</p> <p>(個人名)の件も一番悪いのは検査機関だと私は認識しています。(法人名・複数)が悪意をもってやっていたらもう少し賢い偽装をしたでしょう。大体ここまでリスクの大きなことはしていないと思います。(個人名)が狂っていたとしか考えられません。確認をおろしてしまった彼らの責任は非常に大きいというのがこの業界の認識です。</p> <p>ぜひわれわれ設計事務所の立場をもう少し考えてもらいたい。リスクばかり増</p>

		<p>えて・・・こんな状態では、事務所をやる人いなくなりますよ！それでなくても、地下室マンションだの天空率だのシックハウスだのと細分化してゆくものだから、業務は増える一方。地下室マンションも結局は自治体で条例を作って規制しているし、すごく複雑怪奇ですよ、いっそのことこんな法律やめるか共同住宅は排除するとかすればいいんですが。こういったこともふくめてホントにやめてくださいよ、くだらないことするのは。</p>
76	<p>氏名あり</p> <p>連絡先あり</p>	<p>指定確認機関の手続きに対する不備の発覚とその報告について</p> <p>前略</p> <p>はじめまして、(地名)に在住しております(個人名)と申します。</p> <p>私は現在、(地名)にて建設計画が進行中の(マンション名)に対して地元自治会から発足した対策委員会の事務局として、地元住民を尊重した、法律的にもまっとうな建築計画になるよう働きかけを建設事業者に対し、行ってまいりました。現在、市の建築審査会に対して建築確認処分の取消しを求める準備をしている所です。</p> <p>去る平成18年1月24日、私と同じ委員会の委員が、今回の(地名)マンション建築計画の建築確認処分に関する書類を市役所に確認しに行ったところ、平成17年12月(日付)に指定確認検査機関である(指定確認検査機関名)にて確認処分が行われている書類が市役所に届いていないという事実が発覚しました。</p> <p>同じ指定確認検査機関の(指定確認検査機関名)が確認処分を行った他の物件の書類はあるにもかかわらず、(指定確認検査機関名)の確認処分関連書類だけが無かったのです。</p> <p>問い合わせをしたところ、「現在、修正中で遅れている」との恐るべき回答が帰ってきました。翌1月25日には(指定確認検査機関名)に直接電話問い合わせを行った方から「忘れていました」という、信じられない返答が帰ってきたとの報告を受けました。</p> <p>確認処分がおきた後、市に7日以内に提出しなければならない義務があるにもかかわらず年末年始が絡んでいるとは言え一ヶ月近くも提出せず、かつ、確認処分をおろした後に「修正」という行為を、実際に正規の手続きを踏まずに行っているとするとするなら、もはや「改竄」と言われても仕方の無い行為であると思います。</p> <p>■建築基準法施行規則（昭和二十五年十一月十六日建設省令第四十号）「施行規則」第四条の七 指定確認検査機関は、法第七条の二第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第七条の二第一項の検査を行ったときは、当該検査を行った日から七日以内に、別記第二十五号様式による報告書により、特定行政庁に報告しなければならない。</p> <p>この事案に関しまして、該当委員からの依頼があり、「(マンション名)新築計画対策委員会」の事務局として国土交通省の担当部署に報告することとなりました。</p> <p>指定確認機関の不正や不備、怠慢が取り沙汰される昨今、一連の構造計算書偽造事件を受けて、昨年12月(日付)に国土交通省が立ち入り検査を行い、指導を受けているはずの(指定確認検査機関名)が、その一ヵ月後にこのような怠慢、怠惰な行為を平気で行うことに、憤りを禁じえません。</p> <p>また、国土交通省が「構造計算書偽装事件を受けて」と行った立ち入り検査がまったく意味の無い物ではないかとの疑念を持たざるをえません。</p> <p>いったい、どのような指導がなされたのか、「取りまとめの上、公表します。」と国土交通省のホームページにて記載されていますので、どのような情報が公表されるのか注目しております。疑念を払拭していただけるような指導の成果を願って止みません。</p> <p>下記に明らかな違反行為を3つ挙げさせていただきます。</p> <p>どうか、このような指定確認検査機関の違反行為を正すべく、厳しい指導を行っていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>■3つの違反行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役所提出期限に違反 <p>指定民間検査機関は、建築確認処分を行った場合、その事務手続きを7日以内</p>

		<p>に行政庁に報告する義務がある。にもかかわらず、本件においては、平成17年12月（日付）に建築確認処分を行い、平成18年1月24日にいたるまで、約1ヶ月間、（地方公共団体名）に対しての関係書類の提出がなされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務ルールに違反 <p>この手続き上の不備の理由として、建築概要の修正中との説明を受けた。しかし事実であるならば、建築確認処分がなされた後の改ざんにあたり、違法行為である。最終的な修正が終了した時点で、確認処分日とするべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなし公務員として正しい行為ではない <p>指定民間検査機関はみなし公務員となり、一部の業者を優遇していることとなる。</p>
77	<p>氏名あり</p> <p>連絡先あり</p>	<p>構造計算書偽装問題を受けての立ち入り検査結果を公表しておられますが、資料2、「国指定の機関毎の検査結果概要」において検査5の項目が「(株)国際確認検査センター」のみ「未実施」になっている理由はなぜか？</p> <p>公平に、徹底した検査で無くてはならないはずの立ち入り検査において、「未実施」とは国土交通省の立ち入り検査担当は公開資料にこの「未実施」と言う言葉を書くことに抵抗はなかったのか？</p> <p>国土交通省に対し明解な「未実施」理由説明を求める。</p>
78	<p>匿名</p> <p>連絡先なし</p>	<p>建築設計業界の現状は意匠設計・構造設計・設備設計に分業化され、一級建築士が全てを理解・確認できる状況ではありません。それでも建築士法では一級建築士が何でもできるということになっています。ただ、設備設計に関しては専門性が高いということで昭和58年に（社）建築設備技術者協会の建築設備士という資格が建築士法上の資格としてさだめられました。しかしなぜだか国民の生命に関わる重要な構造設計の資格は建築士法で定められておりません。設備と同様に（社）建築構造技術者協会では構造設計のプロとして建築構造士という資格を定めておりますが建築士法上の資格とはなっておりません。これはとても危険な状態であるとおもいます。規制緩和に逆行するという意見もきかれますが、構造設計の性格上それはあてはまらないと思います。構造設計もそれを検査・確認する側も国家的な資格を持ったプロが行うべきだと思います。そうでなければ（個人名）のような問題は解決できません。</p> <p>宜しくご検討ください。</p>
79	<p>氏名あり</p> <p>連絡先あり</p>	<p>建築業界に携わる一人として、お聞きしたいことがあります。</p> <p>全国の指定確認検査機関に立ち入り検査した結果が出ていましたので、拝見させていただきました。</p> <p>しかし、私の知っている限りでは、行政よりも、指定確認検査機関のほうが、行政より構造を知っている人が多いと思います。むしろ、行政の構造の審査業況を調べてほしいです。</p> <p>一方的に民間叩きをしてるように見受けられます。是非、行政の審査状況の検査をしてください。そうしなければ、官民格差という重大な欠陥検査でしかないとおもわれます。</p> <p>国民の安全確保のためにも是非お願いします。</p>
80	<p>匿名</p> <p>連絡先なし</p>	<p>耐震偽装問題においていまだに結論が見えてこない状況です。政治家やマスコミはマンション業者と建設業者のうち1社しかたいていません。マンション業者をたたくのは当然ですがほかの業者への追求はどうなっているのですか？検査機関は本来なら賠償責任があるのではないのでしょうか？実情は知りませんがごく常識的に考えたら検査機関の検査ミス以外に考えられません。国ももっとシンプルにとれるところからとって救済してください。</p>
81	<p>匿名</p> <p>連絡先なし</p>	<p>行政の違反建築に対する対応が、集団規定のみで、構造規定についてはほとんど指導していない。建売住宅は構造的には今回の偽装建築物に比べてもはるかに危険なものばかりである。（個人名）建築設計事務所は、長い間建売住宅専門のいわゆる代願屋である。構造的には違反しても以前から指導されたことはなく、それにアジをしまっていたと思う。耐震偽装のマンションについても同じ感覚でいたと思う。構造審査を厳しくしても、違反をする業者は金儲けのためならなんでもする。構造の違反についても、1回違反をすれば、すぐに建築士、建築事務所、建設業の免許剥奪、懲役刑等、罰則規定を厳しくするべきである。また行政庁も今までの考えを改め、現場調査、違反指導を徹底的に行うべきである。</p>

82	氏名あり 連絡先あり	<p>国、自治体広報・新聞各者に問います。1/25川崎市長の発言(読売新聞)は、本当なのか、市職員の対応とだいぶかけ離れた意見を述べたと私たち住人は感じておりますものづくり川崎と持ち上げておき、何をお謝意ですか耐震強度も達成できない検査もずさんな川崎市なのに、たかが2期目の周辺の首長と同じ意見しか言えない(個人名)と印象づけたいのか、考えていただきたい。東横インを許さない横浜市、GS池上の耐震実地検査を行った大田区(マンション名)はどの自治体に参加すべきか考慮します。安心できる川崎市はどこへ行ったのか、地下鉄はやらない、選挙にできれば再開って何なのか、私たち(マンション名)は川崎市の検査済み、住宅公庫の確認検査委託先川崎市と分かって発言しているのか確認して下さい。市長が法的出て下さいと要求するならば、何時でも対応する次第です。今まで、伝えてきたつもりです。私たちに、何の責任があるのか、答えて下さい。私たち(マンション名)は、真実を知りたいだけです。川崎市、各新聞社、1/25の市長の記者会見に述べた事を、ホームページにも出ていません真実を知りたいだけです。</p> <p>(マンション名) <※事務局注：今回の偽装事案に係るマンション> (差出人の個人名)</p>
83	氏名あり 連絡先あり	<p>～構造計算書偽造を絶滅するには、システムの改善を～ 本来建築物の安全性を確保し、国民の生命、財産を守るべき立場の(個人名)一級建築士が、居住者等に対して多大な被害を生じさせたことは、同じ一級建築士としてあってはならないことが起こったという感です。 欧米では、医者、弁護士、建築士の順に社会的地位が高いといわれています。それは3士が、すべて、人の生命、財産を守る職責を負っているからです。 医者や弁護士にも不祥事は、起こっています。しかし、今回のような社会的問題にならないのは、なぜでしょう。それは、システムが違うからです。医者は医師会に弁護士は弁護士会に加入しないと仕事できません。ところが、(個人名)一級建築士は建築関係のどの団体にも所属していません。団体からの監視がいきとどかなかったのが一つの原因です。 2つめに国が(法人名)など指定確認検査機関に確認申請業務を民間開放したことです。それは、各特定行政庁のマnpワ-の不足に対応するもので画期的でありました。しかし、例えば、弁護士の仕事をチェックする裁判官も国家公務員です。民間人が設計したものを民間が確認するというシステムは他にはありません。民間開放するよりスーパーコンピューターを導入して国が一手に審査すればと思います。 また、指定や免許取消権は、国土交通省や都道府県にしかなく、市など特定行政庁にはありません。国は、正悪説にたった法改正を検討しているようですが、いくらチェックをしっかりとしても法の網を潜り抜けるものはいます。それよりシステムの改善を急がねばならないと思います。 日本では、有名建築家は別として、建築士の社会的地位は高いとはいえません。建築主の言われたままの工事費内で設計料も微々たるものです。国は、建築士を構造、意匠、設備にわけることも検討していますが、元々、建築士は、1級、2級、木造建築士と設計、工事監理をできる範囲をきめられており、1級のみがすべての建築物の設計、工事監理ができるのです。それをさらに細分化する必要はないと思います。医師は得意分野を表示することはあっても、すべての医療行為ができます。 1級建築士の資格試験には、当然構造のことも、試験範囲にあります。意匠専門の建築士でも、明らかな偽造は見抜けるはずですが。ただ、大臣認定プログラムによる計算がほとんどとなったためブラックボックス化していること、本来10階建て程度であれば20センチにも及ぶ構造計算書が5センチほどに添附省略可能になっていることから、チェックできなくなったことなどが要因で国のシステムの問題です。</p>
84	氏名あり 連絡先	<p>(氏名) (法人名) (構造設計事務所) 代表取締役 一級建築士、構造士 49歳</p>

あり

(個人名) 防止策を考えるときに意味のない方向に進んでいるように思います。

1. (法人名) さんが一貫プログラムの変更禁止し、変更をする場合には認定の取り直しを提案されていますが実務的には困ります。

一貫プログラムはバグはもちろん仕様においても間違っている部分が多くあります。具体的には(プログラム名)の場合では保有耐力の計算でせん断破壊を考慮して計算した場合ステップ毎に軸力、 M/Qd を変動させずスタート時のせん断耐力のまま解析するためせん断耐力が誤差とはいえないような値となっています。

(個人名) 物件でも0.6とか0.5とか言っていますが全然違うのではないのでしょうか。

このようなことが数多くあり色々な要望をソフトメーカーに出していますが(法人名)さんの提案はそのような改善のスピードを鈍らせるものです。

1人のために他の1万人の設計が質の悪いものとなるような処置は間違っていると思います。

プロジェクトにしても破る人とのいちごっこだろうしPDF、DocuWorksで編集できる限り意味がありません。一方、計算書のPDF、DocuWorksによる電子化は今のメール時代にはびっただしで東京に仕事を関西でやっても図面、計算書をメールですぐに送ることができ便利なものです。

(個人名)のために有効でないこのような処置をされると迷惑です。

2. 一級建築士の更新制について

(個人名)は知識が劣っていたわけではありません。これからやろうとしている更新制度がどのようなものかは知りませんが10年前にそれを作っていたとしても(個人名)もきっと無事に更新できただろうと思います。(個人名)対策としては何の意味があるのかわかりません。

(個人名)問題に関係なく構造を別資格にすることには賛成ですが。

3. 構造チェックリストについて

(法人名)さんが構造チェックリストの活用を提案されていますが、どのようなものを作っても設計者が記入しているは(個人名)対策には意味がありません。チェック担当者記入してこそ計算書のポイントを再確認できるのではないのでしょうか。

一次設計のQと保有耐力時の Qd は大抵どのようなチェックリストでも書くことになっているので以前からチェック担当者が記入していれば(個人名)物件の少なくとも半分は発見できたと思います。構造の実務経験の少ないチェック担当者でも見るだけでなく写し取ることによって気がつくはずですが。わからないと思っても真剣に見ないから見つからないだけです。何十件も連続してわからないというのはやはり異常です。全く見ていないのではないのでしょうか。

一方設計者が記入することは手間だけがかかってあまり意味がありません。改ざんしていない99%の設計者においては数値の一貫性があるのは当たり前でチェックリストを書いても何も得るものはありません。この時間を計算書と構造図の照合にまわした方がよっぽど設計の質が上がります。民間は時間との勝負でやっています。無駄なものを書くのに時間を使って本来の設計時間が減少するのは本末転倒ではないのでしょうか。意味があるのはチェック担当者による記入です。

4. 何が法律違反か

今回の(個人名)事件に関連してマンションばかり約200物件のチェックを行いました。チェックする前に(指定確認検査機関名)にRC接合部の検討を行っていない、梁上にスリットを設けていない、或いは部分スリットであることは違反かどうか質問しましたがわからないという返事でした。

法律の運用面での解釈を述べているのが技術慣行でどちらも技術慣行になっています。法律の運用面での解釈とは法律そのものであるのかないのか聞いてもわからないと言われ裁判になると違反と決め付けられる可能性もあります。

(個人名)のような悪意のない設計者でも犯罪者になってしまうあいまいな表現はやめていただけないのでしょうか。

まわりを見てみても(個人名)のような設計者はいませんが解釈間違いの設計者は多数います。

全員を犯罪者にするような告示もあります。

直接基礎の地盤の許容力の計算において傾斜角を考慮するように平成13年に改正されましたが擁壁の場合では長期に傾斜角が発生し実務的には全て杭になってしまいます。

本当にそのようなことを意図して改正されたのですか。

		<p>法律しかわからない裁判官にかかれれば傾斜角を無視した擁壁の設計者は全て有罪ですね。</p> <p>他にもSRC柱脚とか本当にここまで必要なかと思うことがあります。が学者の研究だけではなく実務的な事もシミュレーションしてみたら改正してもらえないでしょうか。工学とは理学と違い実務で使うための学問ではないのですか。</p> <p>5. 再計算について</p> <p>何パーセントの違いを探そうと思っているのかは知りませんが、改ざんがあると思ってチェックすれば再計算しなくてもわかると思います。なにも考えずに再計算すればなにか答えが出てくるという発想が情けないと思います。改ざんしていると思わなかったら見つからなかったと言うのであれば今後はそういう目で見たいと思います。</p> <p>そういう目で見てもわからない方は構造審査と言う仕事を詐欺師でもない限りやめるべきではないでしょうか。</p> <p>入力一つ間違えば答えは違い、ソフトの種類、バージョンによっても違い、3ヶ月前のデータでは自分でやった物件でも同じ答えがでず、確認申請後半年程度経過した計画変更の申請では変更部分以外の全く関係のないところが強度不足になって困ったり数パーセントの違いは日常茶飯事です。</p> <p>こんなことを税金を使って再計算するのは無駄でもっと大きな違いは再計算をしなくとも見つけるべきです。全て見つけるとは言いませんが3つに1つ見つけ一旦見つけたらその設計者の物件を徹底的にチェックすれば偽造を1/10に減らすことができるのではないのでしょうか。</p>
85	氏名あり 連絡先あり	<p>建築業のみならず店舗施工業社にも構造計算を無視して店舗内造作物を取り付けています。</p> <p>(地名)にある鳥料理屋は、地下のある建物の1階床に1.2階吹き抜け部の木造造作物、総荷重10t以上を床に一点集中荷重でかけてます。床には何の補強もありません。</p> <p>また、2階吹き抜け部分は25㎡ほど増床してます。床の耐荷重はせいぜい300kg程度です。地震等があればスラブは抜けるでしょう。</p>
86	氏名あり 連絡先あり	<p>建築基準法第6条の建築確認制度について</p> <p>2. 建築基準法違反事件については是正命令を出す仕組みですが、建設業者の手抜き工事があとを絶たない現状では「建築規制法規」としての性格を持たせるべき。現行法では「建築基準法違反が発覚しなければいい」としている業者があとを絶たず、「もしも、発覚しても、是正命令が出されるまでは、制裁はないから」と、悪質建設業者があとを絶たない。</p> <p>具体的には、建築基準法違反企業に対しては懲役刑を含む罰則を設けるべき。</p> <p>2. 民間検査機関制度においては、統一した、「検査機関マニュアル」を制定すべき。</p>